



第20期
定時株主総会

招 集
ご 通 知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

石川県白山市古城町305番地

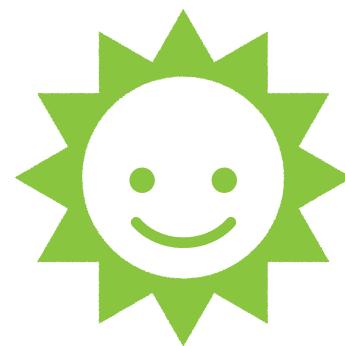
白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

MANAGEMENT PHILOSOPHY

経営理念



株式会社 サンウェルズ
SUNWELLS

自らが輝き、人を元気にする

私たちサンウェルズは、パーキンソン病専門施設「PDハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題、社会課題の多面的な解決に挑戦します。

一つ。 / 福祉の職場をもっと魅力的に！

私たちサンウェルズは夢と誇りを持って志事に取り組み、皆があこがれる業界づくりにチャレンジします。

二つ。 / 介護サービスに進化と変化を！

私たちサンウェルズは介護の常識にとらわれることなく、利用者様の立場に立ったより良いサービスづくりにチャレンジします。

三つ。 / 未来を作る「人」を育成する！

私たちサンウェルズは仕事を通じてクリエイティブに発想し、自ら行動する「輝く大人」づくりにチャレンジします。

ミッション **MISSION**

株主各位

2025年6月10日
石川県金沢市二宮町15番13号
株式会社サンウェルズ
代表取締役社長 苗代 亮達

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度は、当社において、一部で本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案があったことが判明したことにつきまして、株主の皆様をはじめ、当社施設の利用者様及びそのご家族、お取引先様、投資家の皆様等の多くの関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。本件につきましては、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置し、客観性のある業務実態の調査を実施し、2025年2月7日に再発防止策の提言を含む調査報告書を公表いたしました。

当社は、今回の事態に至ったことを深く反省し、全役職員が一丸となり、特別調査委員会の提言も踏まえ策定した再発防止策を速やかに実行し、信頼の回復に努めてまいります。

また、このような状況を踏まえて、誠に遺憾ながら2025年3月期は無配とさせていただきます。ご期待に添えなかったことを重く受け止めており、株主の皆様には、これまでのご支援に十分お応えできなかったことを、重ねてお詫び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第20期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願いします。

【当社ウェブサイト】

<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンウェルズ」または「コード」に当社証券コード「9229」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 日 時 | 2025年6月25日（水）午前10時 |
| 2 場 所 | 白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール 石川県白山市古城町305番地 |
| 3 目的事項 | 〔報告事項〕 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 〔決議事項〕 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 4 議決権行使についてのご案内 | 次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 |
| 5 株主の皆様へ交付する書面からの省略事項 | 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。 1. 会社の新株予約権に関する事項 2. 会計監査人の状況 3. 株主資本等変動計算書 4. 計算書類の個別注記表 |
| 6 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内） | (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社役員及び運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定です。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 本総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://sunwels.jp/pdh/ir/ir-stock/ir-meeting/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時
(受付開始:午前9時15分)

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 郵中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年×月××日

最寄日現在の所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログインID: XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード: XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

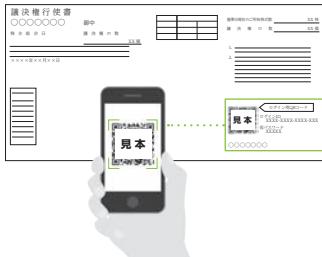
- ・インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。なお、当該任期満了に先立ち、専務取締役 長山知広氏及び常務取締役 越野亨氏の2名は、一部で本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案における経営責任を取り、2025年2月13日付で辞任しております。辞任時における長山氏の担当は経営戦略本部長、越野氏の担当は運営本部長であり、両氏ともに重要な兼職はありませんでした。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | |
|-------|---------------------|------------------|----|
| 1 | なわしろ りょうたつ 苗代 亮達 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | うえの えいいち 上野 英一 | 取締役 コーポレート本部長 | 再任 |

再任 再任取締役候補者

候補者
番号

1

なわしる りょう たつ
苗代 亮達

(1973年7月20日)

所有する当社の株式数…
3,904,700株

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|---------------------------------|----------|-------------------------------|
| 1999年12月 | 有限会社アイテム商業建築研究所(株式会社アイテム)入社 | 2011年4月 | 当社代表取締役社長(現任) |
| 2002年3月 | 株式会社アイテム代表取締役 | 2013年10月 | 株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役 |
| 2006年9月 | 株式会社ケア・コミュニケーションズ(現:当社)設立 代表取締役 | 2014年9月 | 株式会社SUN整骨院設立 代表取締役 |
| 2008年5月 | 株式会社サライ設立 取締役 | 2015年2月 | 株式会社SUNエステート設立 代表取締役 |
| 2010年7月 | 社会福祉法人達樹会設立 理事長 | 2015年7月 | 株式会社サンメディカルサポート設立 取締役 |
| 2011年1月 | 株式会社サライ 代表取締役 | 2017年3月 | 株式会社杏設立 代表取締役(現任) |

重要な兼職の状況

株式会社杏 代表取締役

取締役候補者とした理由

苗代亮達氏は、当社創業者として社業を牽引し、代表取締役社長として重要な経営判断や意思決定、業務執行に対する監督などの適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と知見を、今後も当社の事業拡大に活用して頂くことが期待できるものと判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

うえ の えい いち
上野 英一

(1953年7月21日)

所有する当社の株式数…
45,000株

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|---------|----------------------|----------|-----------------------|
| 1976年4月 | 株式会社北陸銀行 入行 | 2009年6月 | EIZO株式会社 常勤監査役 |
| 1997年1月 | 同行 八尾支店長 | 2016年6月 | EIZO株式会社 社外取締役(監査等委員) |
| 1999年6月 | 同行 東大阪支店長 | 2018年7月 | 当社社外取締役 |
| 2002年4月 | 同行 黒部支店長 | 2018年10月 | 当社常勤監査役 |
| 2004年6月 | 同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店長 | 2019年7月 | 当社取締役総務経理部長 |
| 2006年6月 | 同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店長 | 2022年6月 | 当社常務取締役総務経理部長 |
| 2008年6月 | 同行 常任監査役 | 2023年4月 | 当社常務取締役管理本部長 |
| | | 2025年2月 | 当社取締役管理本部長 |
| | | 2025年4月 | 当社取締役コーポレート本部長(現任) |

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

上野英一氏は、金融機関と事業会社にて常勤監査役や社外取締役に歴任してきた経験から、豊富な金融知識と企業経営全般に関する深い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の事業の維持拡大に伴う経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き、取締役候補者となりました。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

また、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | 再任 | 社外 | 独立 |
|-------|-------------------------------------|----------------|----|----|----|
| 1 | やまもと 山本 ひでひろ 英博 | 社外取締役（常勤監査等委員） | 再任 | 社外 | 独立 |
| 2 | はたけ 畠 よしあき 善昭 | 社外取締役（監査等委員） | 再任 | 社外 | 独立 |
| 3 | なかにし 中西 ゆういち 祐一 | 社外取締役（監査等委員） | 再任 | 社外 | 独立 |
| 4 | なかじま 中島 けいこ 恵子 | 社外取締役（監査等委員） | 再任 | 社外 | 独立 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

やまもと ひでひろ
山本 英博

(1958年1月26日)

所有する当社の株式数…

0株

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|----------------------|---------|----------------------------|
| 1980年4月 | 株式会社北國銀行 入行 | 2013年6月 | 同行 取締役兼執行役員東京支店長 |
| 2001年1月 | 同行 七塚支店長 | | |
| 2002年4月 | 同行 金石支店長 | 2015年4月 | 同行 取締役兼執行役員経営管理部長兼法務室長 |
| 2004年11月 | 同行 野々市エリア統括店長兼野々市支店長 | 2017年6月 | 同行 取締役 監査等委員 |
| 2007年6月 | 同行 高岡エリア統括店長兼高岡支店長 | 2021年6月 | 北國総合リース株式会社 代表取締役社長 |
| 2011年4月 | 同行 執行役員人事部長兼人材開発室長 | 2022年3月 | 株式会社北國フィナンシャルホールディングス 執行役員 |
| | | 2023年6月 | 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任） |

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本英博氏は、金融機関役員としての業界経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして客観的かつ独立的な立場から職務の遂行が可能であると判断し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

はたけ よし あき
畠 善 昭

(1947年3月25日)

所有する当社の株式数…

0株

再 任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--|---------------------|---|
| 1969年4月 | 北方公認会計士事務所 入所 | 2013年10月 | 税理士法人畠経営グループ 会長 |
| 1974年9月 | 畠税理士事務所 設立 | | |
| 1979年8月 | 株式会社ケイビイシー 設立 代表取締役 | 2018年7月 2019年7月 | 当社社外監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 1996年4月 | 畠行政書士事務所 設立 | | |
| 2000年3月 | 株式会社青山財産ネットワークス金沢（旧株式会社船井財産コンサルタンツ金沢）設立 代表取締役 | 2023年2月 2024年10月 | 株式会社ケイビイシー 取締役（現任） 税理士法人畠経営グループ 顧問（現任） |
| 2007年6月 | 株式会社メディカ・コンサルティング 設立 監査役（現任） | 2024年11月 | 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役（現任） |
| 2007年10月 | 税理士法人畠経営グループ（旧税理士法人畠税理士事務所）設立 代表社員 | 2025年3月 | 株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役（現任） |
| 2008年1月 | 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー（旧株式会社畠&スターシップ会計社）設立 代表取締役 | | |

重要な兼職の状況

税理士法人畠経営グループ 顧問
株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役
株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役
株式会社ケイビイシー 取締役
株式会社メディカ・コンサルティング 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

畠善昭氏は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また企業経営者としての経験や社外監査役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

なかにし ゆういち
中西 祐一

(1975年12月9日)

所有する当社の株式数…

0株

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|----------------------|----------|--------------------------|
| 2001年4月 | 最高裁判所司法研修所 入所 | 2018年7月 | 当社社外監査役 |
| 2002年10月 | 金沢弁護士会 登録 | 2019年7月 | 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2002年10月 | 岡田進法律事務所 入所 | | |
| 2008年6月 | 高松機械工業株式会社 社外取締役（現任） | 2021年10月 | 株式会社北國銀行 社外監査役（現任） |
| 2014年1月 | 中西祐一法律事務所 開設（現任） | 2024年12月 | 株式会社石敬木材センター 一時代表取締役（現任） |
| | | 2025年4月 | 金沢弁護士会 常議員（現任） |

重要な兼職の状況

中西祐一法律事務所 代表弁護士
高松機械工業株式会社 社外取締役
株式会社北國銀行 社外監査役
株式会社石敬木材センター 一時代表取締役
金沢弁護士会 常議員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西祐一氏は、弁護士としての高い専門的知見を活かし、また他社の社外取締役及び社外監査役として企業経営に関与されており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

なかじま けいこ
中島 恵子

(1973年9月9日)

所有する当社の株式数…

0株

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------|---------|--------------------|
| 2004年1月 | 辻・本郷税理士法人 入社 | 2023年4月 | 中島恵子税理士事務所 開設（現任） |
| 2005年7月 | あいわ税理士法人 入社 | | |
| 2006年11月 | 東京税理士会 登録 | 2023年5月 | 株式会社魚金 社外監査役（現任） |
| | | 2023年6月 | 当社社外取締役（監査等委員）（現任） |

重要な兼職の状況

中島恵子税理士事務所 代表
株式会社魚金 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中島恵子氏は、税理士としての高い専門的知見を活かし、また大手税理士法人のパートナーとして経営活動全般に関与された豊富な経験があり、直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しております。
- (注) 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員状況（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【参考】各取締役の経験・専門性

| 役職名 | 氏名 | 経営戦略 | 財務会計 | 人事労務 | 法務・コンプライアンス | サステナビリティ・ESG | ICT |
|------------------|-------|------|------|------|-------------|--------------|-----|
| 代表取締役 | 苗代 亮達 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 取締役 | 上野 英一 | | ● | | ● | ● | ● |
| 社外取締役 常勤監査等委員 | 山本 英博 | | ● | | ● | | ● |
| 社外取締役 監査等委員 | 畠 善昭 | ● | ● | | | ● | |
| 社外取締役 監査等委員 | 中西 祐一 | | | ● | ● | ● | |
| 社外取締役 監査等委員 | 中島 恵子 | ● | ● | | | ● | |

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の高まりによって景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、円安を背景とした物価上昇、エネルギー・原材料価格の高騰や金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められてきました。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設「PDハウス」を中核事業として全国展開を加速させております。当事業年度においては、以下の12施設（定員数合計675名）を新規開設し、「PDハウス」施設数は合計で43施設（定員数合計2,325名）となりました。

PDハウス 開設地域

2025年3月期末
開設済：43施設
定員数：2,325名

[北海道] 4 施設

[東海] 2 施設

[関東] 17 施設

[関西] 9 施設

[北陸] 6 施設

[九州] 5 施設

※新潟県含む



| 第20期開設12施設の名称 | 所在地 | 定員数 | 開設年月 |
|----------------|----------|-----|----------|
| P D ハウス 国立 | 東京都国立市 | 50名 | 2024年4月 |
| P D ハウス 太平 | 北海道札幌市 | 60名 | 2024年5月 |
| P D ハウス 陣原 | 福岡県北九州市 | 60名 | 2024年5月 |
| P D ハウス 東大宮 | 埼玉県さいたま市 | 60名 | 2024年6月 |
| P D ハウス 八千代中央 | 千葉県八千代市 | 60名 | 2024年8月 |
| P D ハウス 南柏 | 千葉県柏市 | 60名 | 2024年9月 |
| P D ハウス 熱田 | 愛知県名古屋市 | 50名 | 2024年9月 |
| P D ハウス 新潟紫竹山 | 新潟県新潟市 | 54名 | 2024年10月 |
| P D ハウス 西京極 | 京都府京都市 | 55名 | 2024年10月 |
| P D ハウス 神戸深江本町 | 兵庫県神戸市 | 49名 | 2024年11月 |
| P D ハウス 初芝 | 大阪府堺市 | 52名 | 2024年12月 |
| P D ハウス 越谷 | 埼玉県越谷市 | 65名 | 2025年1月 |

一方で、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」のとおり、第4四半期より再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下いたしました。また、当事業年度において、特別調査委員会の設置に係る諸費用等で特別調査費用等638百万円、上場契約違約金62百万円を特別損失として計上しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は26,496百万円（前事業年度比31.8%増）、営業利益は1,114百万円（同51.0%減）、経常利益は388百万円（同77.4%減）、当期純損失については925百万円（前事業年度は802百万円の当期純利益）となりました。前事業年度の金額及び前事業年度比率は、誤謬の訂正による遡及処理後の金額との比較であります。

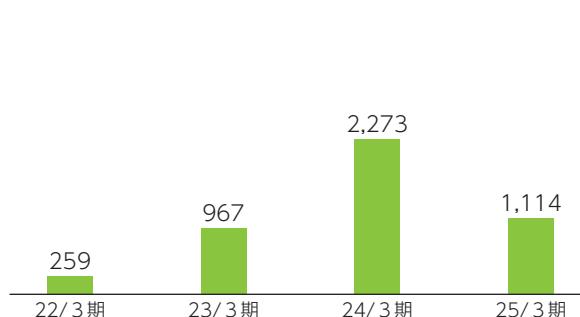
なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

| | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| <p>売上高</p> <p>264億96百万円</p> | <p>前事業年度比</p> <p>31.8%増 </p> | <p>経常利益</p> <p>3億88百万円</p> | <p>前事業年度比</p> <p>77.4%減 </p> |
| <p>営業利益</p> <p>11億14百万円</p> | <p>前事業年度比</p> <p>51.0%減 </p> | <p>当期純損失</p> <p>9億25百万円</p> | <p>前事業年度比</p> <p>—</p> |

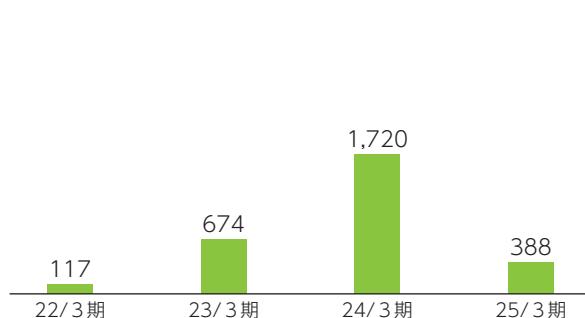
売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



経常利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)



※22/3期から24/3期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は6,240百万円（前事業年度比40.4%減）であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更にあたり、2024年7月17日を払込期日とする公募による自己株式の処分により、総額4,560百万円の資金調達を行いました。また、設備資金に充当するため、金融機関からの借入により総額1,860百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収合併分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第17期 2022年3月期 | 第18期 2023年3月期 | 第19期 2024年3月期 | 第20期 2025年3月期 |
|--|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 | | 8,174百万円 | 13,236百万円 | 20,107百万円 | 26,496百万円 |
| 経 常 利 益 | | 117百万円 | 674百万円 | 1,720百万円 | 388百万円 |
| 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) | | 19百万円 | 312百万円 | 802百万円 | △925百万円 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) | | 0円85銭 | 11円10銭 | 26円61銭 | △29円12銭 |
| 総 資 産 | | 9,055百万円 | 19,260百万円 | 31,591百万円 | 38,994百万円 |
| 純 資 産 | | 620百万円 | 4,655百万円 | 5,198百万円 | 8,616百万円 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 | | 26円73銭 | 155円78銭 | 171円86銭 | 265円69銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
4. 第20期より会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、第19期以前については遡及修正後の数値を記載しております。
5. 第17期から第19期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行 | 1,361 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,147 百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,102 百万円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり

り、本調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下したことから、当事業年度において当期純損失925百万円を計上いたしました。

また、当事業年度末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高392百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高649百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの事象又は状況は、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しております。

しかしながら、当社は事業モデルを根底から見直し、安定した利益構造を確立するため、以下の具体的な対応策を実施しております。

①人員配置の適正化に伴うコスト削減

再発防止策の重点施策として、全施設で訪問看護計画の見直しを実施いたします。特に、夜間帯に入眠が常態化しているケースについては計画を変更し、各入居者に対して必要なサービスが適切に提供できるよう再策定いたします。全施設で一斉に訪問看護計画の見直しを実施した結果、各施設において余剰人員が発生し、一時的に売上原価（労務費率）が上昇いたしました。そのため、ドミナント施設への異動や人員調整を行い、各施設の適正な人員配置を図ることで収益面の改善を目指します。

②新規施設の開設による収益への貢献

2026年3月期においては、未開設エリア（滋賀県、岡山県、静岡県、栃木県、岐阜県）を含む全国13か所に新たな「PDハウス」を開設いたします。新規開設時にかかる初期費用の負担が増加するため、開設初年度における収益性は一時的に悪化することとなりますが、早期に投資を回収し、利益を生み出す基盤を築くことで、翌期以降の収益性に大きく貢献します。

また、財務制限条項に抵触している当該契約につきましては、取引先金融機関より期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて書面による承諾を得ております。取引先金融機関とは緊密に情報を共有し、協議可能な関係の維持に努めており、継続的な支援についても表明いただいております。

なお、資金面につきましては、2025年3月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のと

おり、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結し、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(10) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① 再発防止策の実行

当社は、一部で本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案につき、深く反省し、特別調査委員会の提言も踏まえ策定した再発防止策を速やかに実行いたします。

また、2025年4月30日付で株式会社東京証券取引所から宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り及び上場契約違約金の徴求を受けたことを真摯に受け止め、役職員が一丸となり、信頼回復に向けて尽力してまいります。

なお、上記再発防止策の概要は以下のとおりです。

②特別調査委員会からの提言内容及び当社の再発防止策

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|--|---|
| (1) 訪問看護事業を推進するための基盤となるリスク分析・評価等を行う体制の導入・実施 ア. 「訪問看護・介護事業リスク検討委員会」の設置 イ. 経営陣による施設ラウンドの定期実施 | <ul style="list-style-type: none">・代表取締役自らが指揮を執り、経営陣と経営推進を担う従業員の意識改革を図ると共に、取締役会等との情報共有機関として社外有識者も招く「訪問看護・介護事業リスク検討委員会」を新設し、適切かつ十分なリスク分析・評価を行います。(2025年3月に設置し、毎月開催。)・訪問看護の現場状況に対する経営陣の認識不足を反省し、今後は定期的かつ計画的に施設訪問を実施し、入居者と現場職員の声に耳を傾け、運営状況を直接把握し改善が必要な点について迅速に対応いたします。また、訪問時には入居者・家族との意見交換の場を設けます。(2025年3月から実施中。今後も継続して実施。) |

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|--|---|
| ウ. 医療・介護業界のコンプライアンスに精通する外部有識者招へいの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護事業のリスク分析・評価の専門性を鑑み、年内を目処に医療・介護業界のコンプライアンスに精通する外部有識者の社外取締役等への登用を検討いたします。 |
| (2) 内部統制の強化・再構築 ア. PDハウス等の現場における内部統制の強化・再構築 (ア)訪問看護時間を正確に把握・記録する為の電子記録制度の導入 (イ)複数の看護師の連携による訪問看護計画の作成・見直し (ウ)現場管理職による訪問看護記録のチェック体制の強化 (エ)管理職（看護師）による訪問看護記録のサンプルチェックの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護事業の正確な訪問時間記録と不正防止のため、居室へのQRコード設置と読み取りによる電子記録制度を導入し、訪問看護記録システムと連携することで、記録・管理を厳格化いたします。（2025年1月に体制構築し運用中。） 訪問看護計画の作成・見直しにおいては、看護師3名以上による協議を必須とし、現場のチェック機能を強化すると共に、計画内容の妥当性と透明性を確保いたします。また、加算要否検討の参考資料をマニュアルに追加し、複数回・複数名訪問の必要性・根拠等を訪問看護計画書に明記することを徹底いたします。（2025年1月からマニュアル化し運用中。） 2025年1月より全訪問看護施設において、現場管理職が全訪問看護記録をチェックし、QRコード記録との整合性や訪問看護計画との適合性を確認しております。確認の結果改善が必要と認められた看護師については、月次会議で指導・改善を図ります。（2025年1月から実施中。同年4月1日付で看護部を設置し、体制強化のうえ継続実施。） 2025年1月より管理職（看護師）が、毎月全施設を訪問し、入居者5名分の直近1ヶ月の訪問看護記録を無作為抽出し、現場管理職によるチェックの実施状況と、入居者状態に応じた適切なサービス提供状況を確認しております。（2025年1月から実施中。今後も継続して実施。） |

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|--|--|
| (オ)運営部長による定期的なヒアリング調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・2025年1月より、各エリア運営部長は毎月各施設で職員5名程度と入居者5名程度を対象にヒアリング調査を実施し、業務遂行状況、不正行為の有無、職場環境、会社への要望、サービス提供状況・満足度などを幅広く把握し、面談記録を保管しております。問題となり得る事象は速やかに訪問看護・介護事業リスク検討委員会に報告します。（2025年1月から実施中。今後も継続して実施。） |
| <p>イ. 管理部門における内部統制の強化・再構築</p> <p>(ア)PDハウス等の現場の共用部カメラによる監視体制の導入</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護に係る全施設の廊下・フロアに記録用カメラを設置し、管理部門（総務部）が毎月10施設程度を抽出し、日中5件・夜間10件程度の映像をサンプルチェックする監視体制を構築します。これにより、計画通りの訪問実施状況を確認し、管理部門による現場への牽制力を確保します。（2025年4月から実施中。同年5月31日を以て監視体制完了。） |
| (イ) 管理部門に新たに看護部を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門内に新たに看護部を設置し、全施設からの問い合わせ窓口として疑問・課題に対応すると共に、看護関連書類を横断的に監視し、課題発見時は直接指導を実施します。特に開設間もない施設については重点的に支援を行い、問題となり得る事象は速やかに訪問看護・介護事業リスク検討委員会に報告します。（2025年4月1日付で看護部を設置。） |

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|--|--|
| <p>ウ.内部監査室による監査機能の強化</p> <p>(ア)内部監査における調査内容の拡充</p> <p>(イ)内部監査の対象及び監査内容の拡充</p> <p>(ウ)内部監査室長への適切な役職者の配置及び権限の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査において、各書類の記載内容につき詳細に確認すると共に、記録内容と実態の齟齬の有無についてのヒアリング調査を無作為抽出した看護師10名に対して実施します。また、監査体制強化のため、内部監査部員を3名から6名に増員しております（うち1名は看護資格を保有）。なお、1拠点あたりの内部監査員は、監査補助員として近隣の看護資格を保有する役職者4名を加え、合計10名としております。監査結果は代表取締役及び経営会議に報告し、人事考課において考慮します。（2025年3月から実施中。同年6月30日を以て体制整備完了予定。） ・従来の内部監査対象施設に加え、新たに西日本・東日本運営部を監査対象とし、運営部長の各施設監督状況を監査項目に含めます。これにより、運営部長の監督に対する牽制力を確保します。（2025年3月から実施中。同年6月30日を以て体制整備完了予定。） ・2025年3月1日付で内部監査室を課から部に改組すると共に当社以外での監査経験を有する部長職を配置し、権限を強化しております。 |
| <p>(3) 研修・教育の充実とコンプライアンス意識の醸成</p> <p>ア.オペレーションに関する継続的な教育体制の構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入社時1回のみだったコンプライアンス・倫理観研修を、今後は全看護師・介護士等を対象に年複数回実施し、コンプライアンス教育に加え訪問看護に特化したオペレーション研修・確認試験を行い、継続的な教育体制を構築し、基本的なルールの浸透と意識醸成を図ります。（2025年3月から実施中。同年6月30日を以て体制整備完了予定。） |

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|--|---|
| <p data-bbox="202 164 718 232">イ.訪問看護に関するマニュアルの整備・改訂及び管理体制の強化</p> <p data-bbox="202 505 718 530">ウ.不正行為等に対する懲戒処分の厳格化及びその周知</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="777 164 1327 489">・訪問看護に関する全マニュアルを見直し、誤解を生む表現を排除し、2025年1月より適用いたしました。また、管理体制強化のため、マニュアルの紙媒体保管を廃止し、研修用PC等で最新版のみを閲覧可能とする体制を2025年4月より開始しております。加えて、会社非認定の独自マニュアルの作成・使用を禁止し、違反時は就業規則に基づき処分いたします。（2025年3月から実施中。同年4月1日を以て体制整備完了。） <li data-bbox="777 505 1327 616">・2025年4月1日付で就業規則を改訂し、不正行為等に関する懲戒処分の厳格化およびその周知を行いました。今後、同規則に基づき、厳格に運用してまいります。 |
| <p data-bbox="152 633 1339 701">当社は再発防止策の一環として、2025年5月23日に役員含む部長職を対象として「コンプライアンス研修」を実施しております。</p> | |
| <p data-bbox="152 716 1339 830">本研修は、役員含む部長職が率先して法令遵守の意識を徹底し、組織全体におけるコンプライアンス意識の更なる向上を図ることを目的としており、特に医療・介護報酬請求に関する法的枠組みおよび倫理的判断に対する理解の深化を主眼に置いております。</p> | |
| <p data-bbox="152 845 1339 920">当社は、今後も役員含む部長職のみならず、全従業員に対する教育を継続して実施し、一人ひとりの「コンプライアンス意識」を維持・醸成することで、全社的な再発防止に取り組んでまいります。</p> | |
| <p data-bbox="152 932 718 1000">(4) 人事評価の指標としての施設単価目標の廃止を含む人事評価制度の変更</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="777 932 1327 1171">・主任職の人事考課における評価項目から施設単価目標は2025年2月に廃止いたしました。新たな評価項目については、顧客満足度と従業員満足度を主任・副主任職以上の評価項目に追加すると共に、コンプライアンス遵守を全従業員の評価項目に新たに加えます。（2025年6月30日を以て体制整備完了。） |

| 特別調査委員会の提言内容を踏まえた再発防止策の項目 | 具体的な再発防止策 |
|---------------------------|--|
| (5) 就寝時間帯における訪問看護の内容の再検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・就寝時間帯の訪問看護については、入居者・家族の希望、医師の見解、現場看護師の声等を踏まえ、複数看護師による計画検討を通じて、現場が無理なく実施できる内容を再検討し導入いたします。(2025年2月から実施中。同年6月30日を以て体制整備完了。) |
| (6) ナースコール対応人員体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・各PDハウス等において、看護師・介護士が訪問看護中にナースコール対応を迫られる状況を改善するため、全施設にナースコール対応等を行う有料老人ホーム人員を24時間体制で配置し、入居者の状況に応じて人員を拡充いたします。(2025年3月から実施し、同月末を以て全施設、配置完了。今後も適宜見直しを実施。) |

(11) 主要な本社・支社及び営業所 (2025年3月31日現在)

[本 社] 金沢本社：石川県金沢市二宮町15番13号

東京本社：東京都港区浜松町2丁目10-6 PMO浜松町III9階

[支 社] 大阪支社：大阪府大阪市中央区平野町3丁目2番13号 平野町中央ビル3階

福岡支社：福岡県博多区博多駅前3丁目27-24 博多タナカビル5階

| 地 区 | 事 業 所 の 所 在 地 | 事業所数計 |
|----------|--|-------|
| 北海道 | 北海道 (札幌) | 4 |
| 関東 | 東京 (足立・板橋・西東京・八王子・世田谷・国立)、神奈川 (相模原・藤沢・横浜)、千葉 (船橋・八千代・柏)、埼玉 (さいたま・越谷) | 16 |
| 中部・甲信越 | 石川 (金沢・野々市・白山・小松・加賀)、富山 (富山)、愛知 (名古屋)、新潟 (新潟) | 29 |
| 関西 | 大阪 (門真・吹田・東大阪・八尾・大阪・堺)、京都 (京都)、兵庫 (神戸) | 9 |
| 九州 | 福岡 (福岡・北九州)、熊本 (熊本) | 5 |
| 事業所数 総合計 | | 63 |

(12) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 |
|--------------|-------------------|
| 3,302名 (92名) | 867名増 (6名増) |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及び嘱託契約の社員) については、年間の平均人員数 (1日8時間換算) を () 外数で記載しております。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 35,220,000株 |
| ③ 自己株式 | 2,787,492株 |
| ④ 株主数 | 10,543名 |
- 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 (%) |
|---|-------------|----------|
| 株式会社 杏 | 13,500,000株 | 41.62% |
| 苗代亮達 | 3,904,700株 | 12.04% |
| UBS AG LONDON ASIA EQUITIES | 1,624,736株 | 5.01% |
| DBS BANK LTD. 700104 | 1,616,000株 | 4.98% |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 1,053,535株 | 3.25% |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC Matthew Berke | 817,954株 | 2.52% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 718,600株 | 2.22% |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY | 430,000株 | 1.33% |
| BNP PARIBAS SINGAPORE/2S /JASDEC/MAYBANK CLT ASET 30E-0B | 350,000株 | 1.08% |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 335,400株 | 1.03% |
| 計 | 24,350,925株 | 75.08% |

(注) 1. 株式 (自己株式を除く) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 当社は、自己株式を2,787,492株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況

(2025年3月31日現在)

| 氏 名 | 地 位 ・ 担 当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|-----------|---|
| 苗 代 亮 達 | 代表取締役社長 | 株式会社杏 代表取締役 |
| 上 野 英 一 | 取締役管理本部長 | — |
| 山 本 英 博 | 常勤監査等委員 | — |
| 畠 善 昭 | 監査等委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士法人畠経営グループ 顧問 ・ 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役 ・ 株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役 ・ 株式会社ケイビイシー 取締役 ・ 株式会社メディカ・コンサルティング 監査役 |
| 中 西 祐 一 | 監査等委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中西祐一法律事務所 代表弁護士 ・ 高松機械工業株式会社 社外取締役 ・ 株式会社北國銀行 社外監査役 ・ 株式会社石敬木材センター 一時代代表取締役 |
| 中 島 恵 子 | 監査等委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中島恵子税理士事務所 代表 ・ 株式会社魚金 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山本英博、畠善昭、中西祐一、中島恵子の4氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）山本英博、畠善昭、中西祐一、中島恵子の4氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役 上野英一氏は、2025年4月1日より取締役コーポレート本部長となりました。
5. 取締役（監査等委員） 中西祐一氏は、2025年4月1日より金沢弁護士会の常議員に就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名 | 退 任 日 | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|------------|---------|---------------------------------------|
| 長 山 知 広 | 2025年2月13日 | 辞任 | 専務取締役経営戦略本部長 |
| 越 野 亨 | 2025年2月13日 | 辞任 | 常務取締役運営本部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠

償責任を限定する契約を締結することが出来る旨を定款に定めており、同法第427条第1項に規定の責任限定契約を締結しております。

- (3) **補償契約の内容の概要等**
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る役員の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び報酬の構成

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、役員報酬を基本報酬と業績連動報酬により構成することを決議しております。

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、企業価値の持続的な向上を図る責務があることをより一層明確にし、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定報酬としての基本報酬に加え、株主利益と連動した報酬体系とするべく、短期のインセンティブプランとして業績連動報酬を導入しております。なお、基本報酬と業績連動報酬の総額の比率は70：30を目途としております。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、業績連動報酬等の導入による監督機能への支障が生じることを避けるため、基本報酬のみで構成されております。

(b)監査等委員でない取締役の個人別の基本報酬(金銭報酬)の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(c)監査等委員でない取締役の個人別の業績連動報酬(短期インセンティブ)の額又は算定方法に関する方針

業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するために、前期の税引前当期利益を翌期の業績連動報酬の指標としております。業績連動報酬の額の算定方法は、税引前当期利益の1～3%且つ50百万円を上限として各取締役の前年度の業績に応じた5段階評価(S～D)を基に算出した業績連動報酬額とし、12分割した金額を、個人別基本報酬(b)に加えて毎月支給することとしております。

ただし、新任取締役は、今年度の期待される業績に応じた評価とすることとしております。また、短期の業績のみならず中長期的な企業価値最大化に向けたサステナビリティへの取り組みのインセンティブとなるよう、「ESGへの取り組み」も評価の対象とすることとしております。

業績連動報酬=税引前当期利益×1～3%(上限50百万円)×各取締役の評価率×個人別基本報酬÷基本報酬総額

(d)取締役の報酬の限度額に関する株主総会の決議年月日

2019年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円(ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役） | 100 (-) | 100 (-) | - (-) | - (-) | 4 (-) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 13 (13) | 13 (13) | - (-) | - (-) | 4 (4) |

(注) 上記には、2025年2月13日付で辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名が含まれており
ます。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員 畠善昭氏は、税理士法人 畠経営グループの顧問、株式会社 畠フィナンシャル・エージェンシーの取締役、株式会社 青山財産ネットワークス金沢の取締役、株式会社 ケイビイシーの取締役、株式会社 メディカ・コンサルティングの監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。
- ・ 監査等委員 中西祐一氏は、中西祐一法律事務所の代表弁護士、高松機械工業株式会社の社外取締役、株式会社 北國銀行の社外監査役、株式会社 石敬木材センターの一時代表取締役であります。なお、当社は株式会社 北國銀行からの借入や有料所業紹介契約の締結による商取引関係があります。
- ・ 監査等委員 中島恵子氏は、中島恵子税理士事務所の代表、株式会社 魚金の社外監査役であります。なお、当社はこれらの企業との商取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況と期待される効果

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 |
|------|--------|--|
| 山本英博 | 2年0ヶ月 | 当期開催の取締役会18回／18回、監査等委員会14回／14回全てに出席しました。 |
| 畠善昭 | 6年11ヶ月 | 当期開催の取締役会18回／18回、監査等委員会14回／14回全てに出席しました。 |
| 中西祐一 | 6年11ヶ月 | 当期開催の取締役会17回／18回、監査等委員会14回／14回に出席しました。 |
| 中島恵子 | 2年0ヶ月 | 当期開催の取締役会18回／18回、監査等委員会14回／14回全てに出席しました。 |

当社の社外取締役は4名であり、その全員が監査等委員であります。監査等委員である社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

社外取締役の山本英博氏は、事業会社における監査等委員の経験と経営に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の畠善昭氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の中西祐一氏は、弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

社外取締役の中島恵子氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。また、当社は、一部で本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案の判明を受けて、2025年2月12日に開示したとおり、1.(10)記載の再発防止策を策定し順次実行しており、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」第9条に基づく「緊急リスクマネジメント・コンプライアンス委員会分科会」の位置づけとして、訪問看護・介護事業リスク検討委員会を設置し、訪問看護事業を推進するための基盤となるリスクの適切かつ十分な分析・評価を行うこととしております。

(1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築に関する基本方針）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
サンウェルズのミッション『福祉の職場をもっと魅力的に！』『介護サービスに進化と変化を！』『未来を作る「人」を育成する！』を前提に「経営理念」、「行動指針」に則り行動する。
 - (a) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制を整備し運用する。
 - (b) 指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。
 - (c) 特別委員会を設置し、取締役会における監督強化を行うとともに、少数株主の利益保護に努める。
コンプライアンスの徹底を図るため、当社の取締役及び使用人への教育を行う。
 - (d) 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
 - (e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。
 - (f) サステナビリティ委員会を設置し、社会と企業の持続可能性の両立を目指した企業活動を推進する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「諸規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。
 - (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、及びそれらの関連資料
 - (b) 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
 - (c) 稟議書及びその他重要な社内申請書類
 - (d) 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

- ③ 当社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき、当社の事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。
経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制の強化を行う。
(b) 定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催する。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(a) 監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことが出来る。
(b) 監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
(a) 監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことが出来る。
(b) 取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
(c) 取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。
(d) 「内部通報制度に関する規程」に基づき、取締役及び使用人は、不正行為やハラスメント行為等を速やかに通報または相談できる体制を整備し、内部通報者が不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることが出来る。
(b) 監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部や会計監査人と連携する。
(c) 監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。
- ⑧ 内部監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は「取締役会規程」に定時取締役会を毎月1回開催と定めており、当事業年度において取締役会は18回開催されております。また、社内規程などは随時見直しを行い、改善するとともに、その内容を周知し、全従業員が常時確認できるようにしております。
- ② 監査等委員会は14回開催され、全員が社外取締役により構成されております。監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査部との間で意見交換を行っております。
- ③ 内部監査部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告しております。

(3) 反社会的勢力の排除に向けた取組み状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (a) 社内規程の整備状況
当社では、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、全役職員が本規程を遵守するとともに、反社会的勢力マニュアル及び取引先に対する反社会的勢力調査マニュアル等を整備し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - (b) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当（3月31日基準日）及び中間配当（9月30日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期純損失925百万円を計上していることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 9,967 | 流動負債 | 5,602 |
| 現金及び預金 | 5,637 | 買掛金 | 169 |
| 売掛金 | 4,068 | 短期借入金 | 660 |
| 商品 | 2 | 1年以内償還予定社債 | 15 |
| 仕掛品 | 1 | 1年以内返済予定長期借入金 | 1,039 |
| 貯蔵品 | 12 | リース債務 | 273 |
| 前渡金 | 48 | 未払金 | 1,843 |
| 前払費用 | 149 | 未払費用 | 422 |
| 未収還付法人税等 | 29 | 前受金 | 1 |
| その他 | 18 | 預り金 | 80 |
| 貸倒引当金 | △1 | 前受収益 | 4 |
| 固定資産 | 29,026 | 賞与引当金 | 1,091 |
| 有形固定資産 | 27,706 | その他 | 0 |
| 建物 | 10,044 | 固定負債 | 24,774 |
| 構築物 | 406 | 社債 | 45 |
| 機械及び装置 | 109 | 長期借入金 | 5,580 |
| 車両運搬具 | 7 | リース債務 | 14,877 |
| 工具、器具及び備品 | 828 | 退職給付引当金 | 241 |
| 土地 | 883 | 診療報酬返還に伴う負債 | 3,207 |
| リース資産 | 14,358 | 資産除去債務 | 547 |
| 建設仮勘定 | 1,067 | その他 | 275 |
| 無形固定資産 | 13 | 負債合計 | 30,377 |
| ソフトウェア | 8 | (純資産の部) | |
| その他 | 5 | 株主資本 | 8,589 |
| 投資その他の資産 | 1,306 | 資本金 | 35 |
| 出資金 | 0 | 資本剰余金 | 8,633 |
| 長期貸付金 | 46 | その他資本剰余金 | 8,633 |
| 破産更生債権等 | 1 | 利益剰余金 | △74 |
| 長期前払費用 | 82 | 利益準備金 | 8 |
| 繰延税金資産 | 385 | その他利益剰余金 | △82 |
| その他 | 792 | 繰越利益剰余金 | △82 |
| 貸倒引当金 | △1 | 自己株式 | △5 |
| | | 新株予約権 | 27 |
| 資産合計 | 38,994 | 純資産合計 | 8,616 |
| | | 負債・純資産合計 | 38,994 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 26,496 |
| 売上原価 | | 21,581 |
| 売上総利益 | | 4,914 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,800 |
| 営業利益 | | 1,114 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 3 | |
| 補助金収入 | 123 | |
| 助成金収入 | 10 | |
| 保険金収入 | 2 | |
| その他 | 26 | 166 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 814 | |
| その他 | 77 | 892 |
| 經常利益 | | 388 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 | |
| 特別調査費用等 | 638 | |
| 上場契約違約金 | 62 | 704 |
| 税引前当期純損失 | | △316 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 495 | |
| 法人税等調整額 | 113 | 609 |
| 当期純損失 | | △925 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

| | | | |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 松 | 聡 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大 枝 | 和 之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 橋 | 智 己 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウェルズの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、不正な訪問診療の請求を行ったとする報道を受け、独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会による業務実態の調査を実施し、当該調査結果に基づき、誤謬の訂正を行っている。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ なお、事業報告に記載のとおり、訪問看護事業において、一部で本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案が判明しました。会社は、特別調査委員会からの提言も踏まえ策定した再発防止策を公表し、その運用を開始しております。監査等委員会としては、当該再発防止策の実施状況等を引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社サンウェルズ 監査等委員会

監査等委員 山 本 英 博

監査等委員 畠 善 昭

監査等委員 中 西 祐 一

監査等委員 中 島 恵 子

(注) 監査等委員山本英博・畠善昭・中西祐一及び中島恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

ESG

topics



サステナブルな課題への 取り組みを本格化

当社は持続可能な社会の実現に向けた考えを明確化し、継続的に実施すべく、2023年4月に『サステナビリティ委員会』を設立し、これまでとこれからの取り組みについて下記のようにまとめました。

環境

Environment



環境に配慮したPDハウス

- 自家消費型太陽光発電の導入
- GHG（温室効果ガス）排出量の算定
- クラウド活用によるペーパーレス化推進
- 長期使用可能なステンレス製ゴミ箱の配置
- 99%再生材ごみ袋使用によりCO₂排出削減に貢献

社会

Social



パーキンソン病患者の看護・介護のニーズに応えるPDハウス

- 社会課題の解決を目的とするソーシャルローンによる資金調達を実施
- 社内資格制度による介護従事者の知識・技術の高水準化・均一化、大学病院と定期勉強会実施
- 健康経営優良法人認定による、企業価値の向上と従業員の健康・労働環境への一層の配慮を実現

統治

Governance



ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンスの徹底

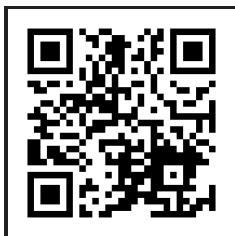
- 取締役の半数以上を独立社外取締役としガバナンス強化を図る
 - 不正請求対策の構築（施設長、本社管理部門による二重チェック体制）
 - 施設・居室に見守りカメラ設置（不適切ケア牽制）
 - 金融商品取引法に基づいた監査法人による監査等、第三者評価機関による評価を実施
- ※上記に加え、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び本招集通知19頁～24頁に記載した各再発防止策を実施してまいります。

サンウェルズ サステナビリティ基本方針

あらゆる人々が輝く社会を実現するために、
サンウェルズは進化と変化を続けます。

進行性難病によりご家庭での生活が困難になった方や、これまで専門医による診療や十分なリハビリテーション、24時間体制の看護を受けることができなかった方々にも、安心して生活できる場を提供し、QOL（Quality of Life：日々の生活の質）を改善していただきたい——。その思いから、サンウェルズはパーキンソン病専門施設「PDハウス」の運営をはじめとした事業展開により、医療・介護を取り巻く社会問題の多面的な解決に挑戦しています。「自らが輝き、人を元気にする」という経営理念に基づき、皆様の生活、地域や環境の未来、そして介護業界の将来を照らし続けることで、あらゆる人と環境が調和し共存できる、輝く社会づくりに尽力してまいります。

下記で当社のサステナビリティに関する取り組みを記載しております。



◀ **当社 WEB サイト**
サステナビリティページ

<https://sunwels.jp/pdh/sustainability/>

定時株主総会会場ご案内図

会場

白山市松任学習センター プララ 1階 コンサートホール
石川県白山市古城町305番地 TEL (076) 274-5411

交通

J R ①「松任」駅下車 南口より徒歩約3分
北鉄バス ②「松任」停留所より徒歩約2分



会場 白山市松任学習センター プララ
1階 コンサートホール
石川県白山市古城町305番地
【電話】076-274-5411

交通のご案内 ▶電車をご利用の方
JR北陸本線「松任」駅 下車
南口 → 徒歩 約3分

▶バスをご利用の方
北鉄バス「松任」経由の
路線バスをご利用ください。
「松任」停留所 → 徒歩 約2分

お願い

※当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通機関のご利用をお勧めいたします。
※当センターの駐車場の台数には限りがありますので、お車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。
その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。